

【別紙 1】

1人1台学習用コンピュータ 利用規程

和歌山県教育委員会

1 目的

本規程は、1人1台学習用コンピュータ（以下「コンピュータ」という。）の利用に伴い、情報漏えい・改ざん・破損・紛失を防止し、学習ツールとして効果的に活用することを目的に定めるものとする。

2 コンピュータの使用者

県立学校の児童生徒

3 対象機器

令和2年度以降に導入したコンピュータ

4 コンピュータの取扱いに係る遵守事項

（1）取扱いについて

学校からの貸与物のため、以下の点に注意し利用すること。

- ・ 本体を置いている机での飲食及び飲物を置くなどの行為を禁じる。
- ・ 本体を保護する観点から、校外への持ち出し時は必ずカバーを装着すること。
- ・ 本体や付属品に貼付された管理番号シールを剥がしたり、貼り替えたりしないこと。
また、管理責任者以外の者が、これ以外のシールを貼ったり、文字等を書いたりしないこと。
- ・ USBメモリ等の外部記録装置や通信が発生する機器の接続・利用をしないこと。
- ・ 学校から指示のないファイルのダウンロード及びアプリケーションのインストール又はアンインストールをしないこと。
- ・ 破損・紛失・盗難がないよう適切に管理すること。
- ・ 転出、卒業等により児童生徒の在籍期間が終了する際は、遅滞なくコンピュータを学校に返却すること。

（2）家庭での利用について

- ・ 家庭での利用については、原則、臨時休校時のみとする。ただし、管理責任者が必要と判断する場合は、普段からの持ち帰りが認められる。
- ・ 管理責任者に持ち帰りを認められた場合、学校の指示に応じて「1人1台学習用コンピュータ 家庭貸与申請書」（参考）を提出すること。
- ・ 借り受けたコンピュータは、原則家庭内での使用とし、自宅学習以外の目的に使用しないこと。
- ・ 自宅で使用した後は、自宅で十分に充電して学校へ持参すること。

- ・自宅にある無線LANルータ等の通信機器への回線接続に関しては、各自で対応すること。
- ・家庭に無線LAN等の通信環境が整っていない場合は、学校が放課後等に開放する教室の校内無線LANを活用し、学習を行うことができる。
- ・健康に留意し、長時間の使用は控えるようにすること。

(3) クラウドの利用について

- ・クラウドサービスは学校が許可したクラウドサービスを利用すること。
- ・利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存とし、クラウド内は授業者の指示により運用すること。
- ・クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう管理を徹底すること。

(4) 個人情報の取扱いについて

- ・インターネット上に自宅住所や電話番号、各種アカウント・パスワード等を掲載しないこと。
- ・個人を特定できる情報を公開しないこと。
- ・インターネット上のトラブルや不審な通知があった場合は、直ちに教職員に連絡すること。
- ・情報を発信する場合は、人権及び著作権、情報モラル等に十分配慮すること。

(5) トラブル発生時の対応について

- ・自然故障の場合は、教職員に報告し、修理または交換に要する期間は代替機を使用すること。
- ・破損・紛失等、端末を正常に使用できない状態になった場合は、すみやかに教職員にその日時、場所、状況等の詳細を報告すること。
- ・故意または重大な過失による破損や用途外使用による不具合等については、児童生徒又はその保護者により弁償又は原状復旧すること。
- ・紛失した場合は、第三者による不正使用防止を第一に考え、速やかに教職員に報告すること。盗難被害の場合は、併せて警察に届け出て、その証明を受けること。